**平成２８年（フ）第１７１号**
宮崎県延岡市北一ケ岡３丁目14番４―504号県営住宅
債務者　岩尾　麻理
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２８年（フ）第１０３号**
山口県下松市琴平町２丁目６―24琴平ハイツＡ―12号、住民票上の住所山口県下松市大字東豊井974番地
債務者　山本　直彦
1　決定年月日時　平成29年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２８年（フ）第６４１号**
神奈川県南足柄市竹松1541番地、前住所神奈川県南足柄市和田河原429番地
債務者　宮島　孝治
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２８年（フ）第６８６号**
神奈川県小田原市久野3414番地の１
債務者　熊野　潤子
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２８年（フ）第７０３号**
神奈川県秦野市戸川694番地の６　栗の木ハイムＡ　101号
債務者　穂坂　　進
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２８年（フ）第７０４号**
神奈川県秦野市戸川694番地の６　栗の木ハイムＡ　101号
債務者　穂坂由美子
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２８年（フ）第４６号**
北海道沙流郡日高町富川北２丁目２番21号
債務者　新沼あや子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

**平成２８年（フ）第６８号**
宮城県柴田郡川崎町大字前川字北原39番地
北原住宅３―５号
債務者　佐藤　奈々
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
仙台地方裁判所大河原支部

**平成２８年（フ）第７４号**
秋田県鹿角市十和田毛馬内字下小路56番地１コーポ富士美Ａ202、借入時の住所秋田県鹿角市花輪字級ノ木16番地
債務者　橋本　優子
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
秋田地方裁判所大館支部

**平成２８年（フ）第２３０号**
三重県鈴鹿市道伯２丁目８番27号　アーバンハイツながいＡ206号
債務者　松井　里香
1　決定年月日時　平成29年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
津地方裁判所破産係

**平成２８年（フ）第１９５号**
三重県四日市市寺方町827番地
債務者　山本　美枝
1　決定年月日時　平成29年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２８年（フ）第２０１号**
三重県四日市市市場町９番地19　高見ヒルズＲ５―301
債務者　青柳アンドレリ　リベイロ　ビアナこと　ＲＩＢＥＩＲＯ　ＶＩＡＮＡ　ＡＯＹＡＧＵＩ　ＡＮＤＲＥＬＩ
1　決定年月日時　平成29年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２８年（フ）第１１３１号**
京都市左京区岩倉中在地町19番地の１
債務者　中澤　　順
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２８年（フ）第３４３号**
愛媛県松山市石手白石184番地　フォブール石手白石２　101号
債務者　越智　純麗
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第３４９号**
愛媛県松山市平和通１丁目１番地７　ＮＰＯ法人松実会ビル301号
債務者　見分小百合
1　決定年月日時　平成29年１月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第２４５号**
佐賀県小城市牛津町柿樋瀬841番地７　アクアグリーン牛津103号
債務者　永石　　優
1　決定年月日時　平成29年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第４４２号**
熊本市北区八景水谷４丁目１番13号
債務者　南　久美子
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係